

# 審査申立書

平成29年9月5日

千葉県選挙管理委員会 御中

審査申立人 有田恵子

次の通り審査を申立てます。

1、 異議申出人の住所、氏名

住所 旭市下永井809番地67

氏名 有田恵子

2、 審査申立てに係る処分の内容

平成29年7月23日執行の旭市長選挙に対する異議申出を旭市選管が棄却したことに対する審査申立て

3、 審査申立ての趣旨

旭市選管に、平成29年7月23日執行の旭市長選挙における当選人明智忠直氏の当選は無効とするとの決定を求めましたが、8月15日、却下されました。そこで改めて明智忠直氏の当選を不服として貴委員会に当選無効の審査申立てを行うものです。

4、 審査申立ての理由

期日前投票の出口調査では、7対3で有田が圧勝しているとの情報を、数多くの市民から受けました。遊説中の市民の反応も良好であり、2対1での完敗はあり得ません。また、インターネットの情報からも同様の反応がありました。

選挙日当日、開票が終了しても明智氏側立会人の勝利宣言は出ませんでした。明智氏側立会人にも勝利は確認できなかったのです。もし、2対1の大差で明智氏が大勝していたのであれば開票開始後10分で勝利は判明していたはずです。

私が要求した投票用紙の束の閲覧を、旭選管から理由にならない理由で拒否されました。これは集計作業で不正を働いた決定的証拠です。私はただ、有田の束(100枚)が76束、明智氏の束が145束ある筈で、これを確認したかっただけです。束の数を数えさせて旭選管に不都合なことは何一つありません。疑いを晴らすためには束を見せて「これ見よ」と言うのが当たり前です。数えさせないということは発表数字と実数が合わないことを証明しております。集計作業で不正を働いたことを白状しているのです。

付表の廃棄も集計作業で不正を行った証拠でしょう。有田、明智氏とも付表を300枚刷りました。これを投票日翌日7月24日すべて廃棄しております。これは不正の証拠隠滅になります。何故なら、有田の分は77～300まで残っていなければなりません。明智氏の分は146～300までが残っているはずです。これが残っておれば正しい集計が行われた証拠となります。逆にこれを処分したということは証拠隠滅を図ったこととなります。

集計の不正はパソコンの設定、操作で簡単に行うことが出来ます。開票作業中に衆人環視の中で

不正を行うことは極めて困難です。しかし、パソコン操作で事前に設定しておけば簡単です。具体的に言えば、開票日前夜パソコン操作で有田の得票を明智氏の得票に飛ばし、明智氏の得票を有田の得票に飛ばせばよいのです。このように二人の得票をすり替えるように設定しておけばよいのです。

選挙専用パソコンの設定は飯笹氏が1人で行いました。飯笹氏は選挙管理員の中で最も長く選挙管理員をしており、最もパソコンに精通している人物です。もちろん責任者である飯島課長は了解しているでしょう。つまり、主犯が飯島課長で実行犯が飯笹主査であると確信しました。そこでその旨各種文書に記載し、私のホームページにも載せております。載せた理由は飯島課長や飯笹主査に名誉棄損で訴えて欲しかったからです。訴えれば証拠となる投票用紙を開示しなければならなくなるからです。

飯島課長も飯笹主査も公職選挙法違反の犯人扱いされており、名誉棄損で訴えなければなりません。それなのに、名誉棄損で訴えるどころか文句一つ言ってきません。これは私の言ったこと(選挙専用パソコンの事前設定で集計作業の不正を行ったこと)が真実であることを証明しております。

旭選管の元委員長石毛氏及び現委員長花香氏にもこの推理(飯島氏と飯笹氏が共謀して有田の得票と明智氏の得票のすり替え)を記載した「お伺い」文書を出して、投票用紙の束を確認するよう依頼しておりますが、お二人から何の回答もありません。このことは、不正が行われたことを認識されている確たる証拠です。

証拠は投票用紙現物です。しかし、投票用紙を1枚1枚詳細に見る必要はありません。付表とともに旭選管の倉庫に梱包されて保管されている投票用紙を入れた段ボールを開封して、投票用紙の束が有田の分が76束、明智氏の分が145束あるかどうか、を確認すればよいのです。束を確認することは集計作業が正しく行われたかどうかを確認することになります。それだけで不正の真相は判明するのです。

#### 添付書類

資料1、旭市長選挙開票結果

資料2、旭市公文書開示請求書

資料3、異議申出書(旭選管宛)

資料4、旭市公文書不開示決定通知書(旭選管60号)

資料5、旭市公文書部分開示決定通知書(旭選管61号)

資料6、決定書(旭市が異議の申出を棄却したもの)

以上